

## 行革プランに基づく総合支庁のあり方の検証・検討状況について

平成 26 年 3 月 25 日  
総務部行政改革課

## 「山形県行財政改革推進プラン」（平成 25 年 3 月）〈総合支庁関連抜粋〉

## (3) 簡素で効率的な組織機構の実現

## ② 地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備

総合支庁については、設置から 10 年以上が経過してきているが、県内各地域の状況は、設置時に予想された以上に少子高齢化を伴う人口減少が進むとともに、地方分権改革による市町村への権限移譲の進展、市町村合併後の体制の定着、県・市町村の行財政改革の進捗による職員数の減少など大きく変化してきている。

地域ごとの状況を見ると、県庁舎と総合支庁（本庁舎）が近接しており、市町の数や人口が最も多く面積も最も広い村山地域、他地域よりも人口減少が進み小規模の町村が多い最上地域、市町の数是最上地域と同じだが面積は 2 番目に広い置賜地域、市町村が合併により約 1 / 3 に減少し市町の数が最も少ない庄内地域、というような特徴が見られる。

また、市町村等からの総合支庁に対する意見では、その役割として期待するものとして、「市町村間の連携・調整」や「専門的、技術的見地からの支援」が全地域で多くあげられている一方で、地域によっては「分庁舎、本庁舎、県庁舎と三段階と感ずる場合がある」、「総合支庁はすべての機能を持っている必要はないのではないか」などの違いも見られる。

こうしたことから、地域ごとの課題に的確に対応できるよう、次のような視点で検証を加え、総合的な出先機関のあり方を検討していく。

- ・総合支庁の担うべき行政機能のあり方
- ・地域の実情に合った地域振興機能のあり方
- ・管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方

## 1 総合支庁制度について

### ① 総合支庁の発足

国においては平成 7 年の地方分権推進法の成立を受けて、「地域の課題は、地域で考え、地域で決定し、地域自らが実施する」ことを基本的理念とする地方分権改革が進められた。

この流れを受け、本県においては県政の軸足を地域に移していくことを目指し、それまで独立した機関であった地方事務所、保健所、農業改良普及センター、建設事務所等を統合し、平成 13 年 4 月から県内を 4 地域にまとめて「総合支庁」を設置した。

新たな「総合支庁」には、本庁から大幅な権限移譲を行うとともに、企画調整機能や予算調製機能を置き、各地域の振興に係る企画から事業実施、評価までを一貫して行える体制を整備した。

### ○総合支庁の目指す方向（総合支庁設置時）

<b>総合的な行政の展開</b>
○地方事務所、保健所、農業改良普及センター、建設事務所等を総合支庁に一元化し各分野の横の連携を密にすることにより、いわゆる縦割り行政の弊害をなくし、総合的な行政の展開を目指す。 ○生活や福祉の充実、産業経済の振興、県土基盤の整備など、各分野にわたる地域振興計画（グランドデザイン）を策定し、効果的、総合的な地域づくりを行う。
<b>県民に分かりやすい行政の展開</b>
○各総合支庁に「総合案内窓口」を設置し、ご用件の内容に応じて所管の課につないだり、後日責任を持って回答するなど、迅速・的確に対応する。 ○介護保険事業者の指定などの事務・権限を本庁から大幅に移譲することにより、身近な総合支庁で各種相談や許認可などの申請を可能とする。 ○総合支庁の判断で実施できる事務や権限を大幅に増やし現地即決体制を整備することにより、事務処理期間の短縮を図る。
<b>県民の視点・地域の視点に立った地域づくり</b>
○各総合支庁の広報・広聴機能を強化することにより、地域の要望や意見を的確に把握するよう努める。 ○総合支庁が直接予算要求できるようにするとともに、地域振興を推進する予算を新たに設けることにより、地域の考えを県の施策に確実に反映していく。 ○地域のグランドデザインの策定にあたっては、市町村や地域の方々との議論・協議の場を設定するなどして地域の知恵と創意を活かしていく。 ○市町村等への助言、連絡調整に関する事務を総合支庁に移すことにより、これまで以上に地域の実情に応じた助言や支援を行えるようにする。

## ② 総合支庁の庁舎配置

村山、最上、置賜、庄内の4地域に総合支庁を設置している。

このうち、村山総合支庁及び置賜総合支庁については、住民サービスの利便性や迅速性等を考慮し、事務事業の実施や施設の維持管理等の機能について旧地方事務所単位で分庁舎を設置している。

	本庁舎	西庁舎	北庁舎
村山	山形市	寒河江市	村山市
最上	新庄市	—	—
置賜	米沢市	長井市	—
庄内	三川町	—	—

※ 総合支庁の発足時に、教育事務所も4つに統合したが、村山教育事務所、置賜教育事務所はそれぞれ、西庁舎に置いている。

### 分庁舎を置くこととした基本的な考え方（総合支庁設置時）

- ① 各種申請など、県民が出先機関に来所するものや、県民に対して職員が直接出向いて行う業務などのサービスのうち、頻度が高く、そのサービスを維持するための代替手段等をとることが難しいものへの対応。
- ② 災害への対応や住民の生活基盤の維持などの業務を効果的、効率的かつ迅速に行ううえで必要な機能の最適な配置。
- ③ 障がい者などの社会的弱者への配慮。

分庁舎には、平成19年度から「地域振興監」を配置し、地域の総合的な振興業務や様々な政策課題についての調整業務を担っている。

既存庁舎のスペース等の関係から、独立庁舎に配置している課がある。  
（村山総合支庁の保健関係各課など）。



③ 総合支庁が担う主な業務

部 名	課 の 構 成 (各総合支庁で違いがある)	主 な 業 務 (ゴシック体のものは本庁舎のみで行っているもの ※一部の総合支庁では独立庁舎で実施)
総務企画部	総務課 地域振興課 税務課	広報広聴、県民相談、情報公開、危機管理、出納審査 総合支庁の予算調製、総合支庁の施策の総合調整、地域の振興に関する計画、市町村・地域支援 県税の賦課・徴収
保健福祉環境部	保健企画課 生活衛生課 地域保健福祉課 子ども家庭支援課 環境課	健康づくり、医事・薬事 食品衛生、営業衛生、細菌検査 精神保健福祉、難病対策、感染症予防、社会福祉法人等に関する事務の指導助言、生活保護 子育て支援、母子保健 廃棄物対策、大気・水質規制、自然環境保護
産業経済部	産業経済企画課 農業振興課 農業技術普及課 農村計画課 農村整備課 森林整備課 家畜保健衛生課	地域産業の創出、商工振興、雇用対策、広域観光振興 農業の振興、農業金融、農地法等の許可 農業技術普及、経営改善指導 農業農村整備事業の計画・実施、中山間地域対策 森林計画、林業改良、みどり環境税関連業務 家畜防疫
建設部	建設総務課 用地課 道路計画課 河川砂防課 建築課 ダム管理課	道路法、河川法、建設業法の許認可 用地取得、補償、登記 道路工事の施行、道路の維持管理 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事の施行 建築物の確認、審査 ダムの管理

※ 参考 分庁舎（西村山、北村山、西置賜）にも置いている機能

部 名	課の構成	主 な 業 務
総務企画部	総務課 税務課(H26年度から本庁舎の課内室)	広報広聴、県民相談、情報公開、出納審査 県税の賦課・徴収 (H26年度から一部機能を本庁舎に集約)
保健福祉環境部	生活福祉課(西村山のみ)	生活保護 (村山全体を西庁舎で所管(町村部のみを所管するため))
産業経済部	農業技術普及課 農村整備課	農業技術普及、経営改善指導 農業農村整備事業
建設部	建設総務課 道路計画課 河川砂防課	道路法、河川法、建設業法の許認可 用地取得、補償、登記 道路工事の施行、道路の維持管理 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事の施行

#### ④ 総合支庁発足以降の体制の見直し

総合支庁が発足してから、今年度で13年目を迎える。

この間、市町村や地域との関わり方、専門性や総合力を発揮するための組織のあり方、本庁との役割分担、などの視点から検証を行いながら随時見直しを行ってきた。

##### ◎ 総合支庁発足以降の主な体制見直し

H17. 4 ○農業普及課を農業技術普及課に改めるとともに、農業技術普及課内に産地研究室を設置

H18. 4 ○庄内総合支庁の鶴岡農村整備課と酒田農村整備課を統合し、本庁舎内に農村整備課を設置

H19. 4 ○分庁舎3部門の見直し

・福祉（生活保護等）部門を、村山総合支庁は西庁舎に、置賜総合支庁は本庁舎に集約

・森林整備部門を本庁舎に集約

・建築部門を本庁舎に集約

○分庁舎業務の総括的責任者として地域振興監を配置

H22. 4 ○自動車税事務所を廃止し、自動車税及び自動車取得税の事務を総合支庁に移管

H23. 4 ○港湾事務所を庄内総合支庁から本庁県土整備部に移管

H24. 4 ○予算調製に関する業務を総務課から地域振興課に移管するとともに、地域振興課の業務を地域支援業務に重点化（選挙業務等を総務課に移管）

○庄内総合支庁建設部の温海支所を廃止

H25. 4 ○分庁舎総務課内に地域振興室を設置

※ H26. 4 から、分庁舎税務課の課税部門（一部を除く）を本庁舎に集約し、分庁舎に残す税務部門は、本庁舎税務担当課の課内室とする予定。

## 2 総合支庁制発足以降の県行政を取り巻く環境の変化

県内各地域においては、①少子高齢化を伴う人口減少の進行、②市町村合併後の体制の定着、③地方分権改革による市町村への権限移譲の進展、④県・市町村の行財政改革の進捗による職員数の減少等、県行政を取り巻く環境が総合支庁発足当時と比べて大きく変化している。

### ① 少子高齢化を伴う人口減少の進行

	人口(人) (H12.10.1)	15才未 満の割 合	65才以 上の割 合
村山	581,488 ( 47% )	14.9%	22.0%
最上	95,410 ( 8% )	15.6%	24.4%
置賜	246,684 ( 20% )	14.9%	23.6%
庄内	320,565 ( 26% )	15.0%	23.8%
県計	1,244,147	15.0%	23.5%

H12国勢調査

	人口(人) (H24.10.1)	減少率 (H12 ⇒H24)	15才未 満の割 合	65才以 上の割 合
村山	558,847 ( 49% )	-3.9%	12.8%	27.0%
最上	81,766 ( 7% )	-14.3%	12.1%	30.0%
置賜	222,817 ( 19% )	-9.7%	12.6%	28.6%
庄内	288,433 ( 25% )	-10.0%	12.3%	30.1%
県計	1,151,863	-7.4%	12.6%	28.3%

県統計企画課調査

	人口(人) (2040推計)	減少率 (H24 ⇒2040)	15才未 満の割 合	65才以 上の割 合
村山	432,937 ( 52% )	-22.5%	10.0%	38.2%
最上	52,572 ( 6% )	-35.7%	9.4%	42.3%
置賜	156,405 ( 19% )	-29.8%	10.0%	38.6%
庄内	193,640 ( 23% )	-32.9%	9.6%	41.6%
県計	835,554	-27.5%	9.9%	39.3%

国立社会保障・人口問題研究所

- 各地域ともに人口減少が進んでいるが、最上では村山の3.7倍のペースで進むなどその状況は地域ごとに大きな差があり、将来的に更に拡大すると推計される。

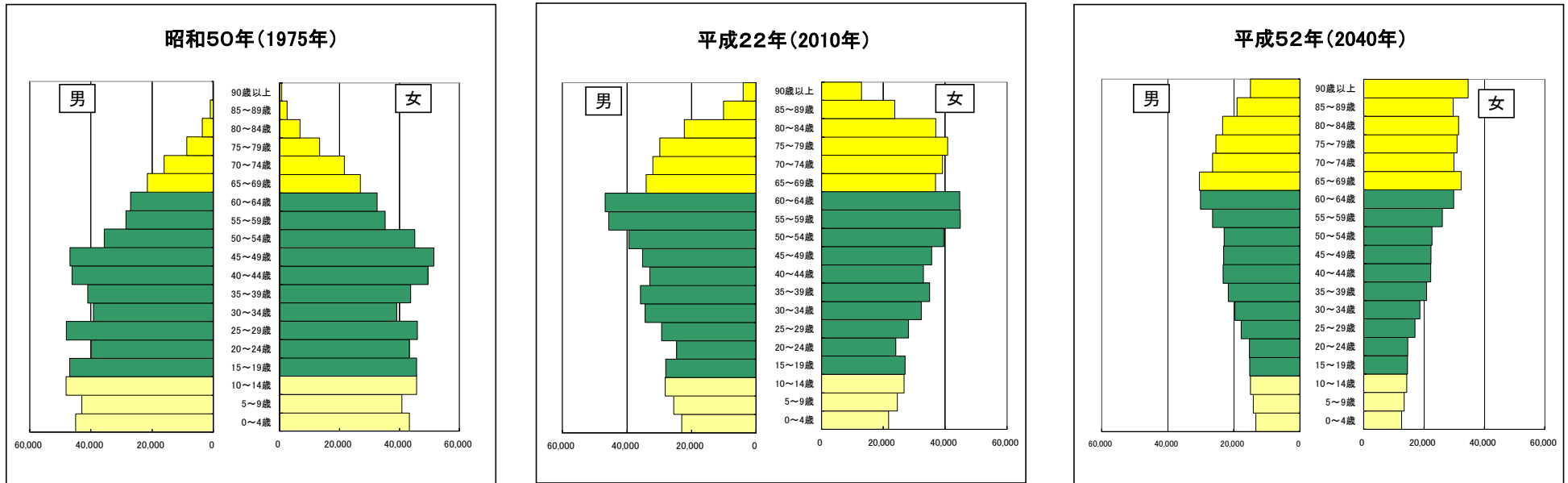
### ② 市町村合併後の体制の定着

	市町村数(H13)			
	計	市	町	村
村山	14	7	7	
最上	8	1	4	3
置賜	8	3	5	
庄内	14	2	11	1
県計	44	13	27	4

	市町村数(H25)				面積(km <sup>2</sup> )
	計	市	町	村	
村山	14 ( ±0 )	7	7		2,619 ( 28% )
最上	8 ( ±0 )	1	4	3	1,804 ( 19% )
置賜	8 ( ±0 )	3	5		2,496 ( 27% )
庄内	5 ( ▲9 )	2	3		2,405 ( 26% )
県計	35 ( ▲9 )	13	19	3	9,323

- 庄内地域では市町村合併が実現し、総合支庁発足時から市町村数が9減少して14から5となった。また、合併から8年が経過し、それぞれの合併市町の体制は定着してきている。
- 山形市を中心市とする東南村山の3市2町では山形定住自立圏形成協定が締結(H23.7)され、鶴岡市を中心市とする南庄内の1市2町でも、庄内南部定住自立圏形成協定が締結(H24.10)された。  
また、酒田市を中心とする北庄内の1市3町でも定住自立圏の形成を目指している。

◎参考データ 本県の人口ピラミッドの推移（6ページの「①少子高齢化を伴う人口減少の進行」関連）



資料：昭和50年、平成22年は、総務省「国勢調査」  
 平成52年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3推計）」

※ 平成26年2月14日開催の第2回山形県総合政策審議会の資料より抜粋

### ③ 地方分権改革による市町村への権限移譲の進展

- 本県では平成18年10月に「山形県事務・権限移譲プログラム」を策定して権限移譲を推進してきており、プログラム策定以降、平成25年4月まで、20 法令 173 事務を移譲している。プログラム策定前からの累計では、55 法令 465 事務を移譲している。

#### 【主な移譲事務】

- ・農地等の権利移動の許可〔農地法〕 (H19.4 から順次 34 市町村に移譲。第2次一括法により、H24.4 から全市町村に移譲)
- ・農用地区域内における開発行為の許可等〔農振法〕

(H19.4 から順次 11 市町村に移譲。プログラム策定前も含め 16 市町村に移譲)

- ・都市計画区域の開発行為の許可〔都市計画法〕 (プログラム策定前から 4 市に移譲)
- ・パスポートの発給〔旅券法〕 (H21.4 から順次 3 市に移譲)

- 上記のプログラムに基づく権限移譲のほか、国の地方分権改革による権限移譲も行われている。いわゆる第2次一括法により、本県では新たに 19 法律に基づく事務が市又は市町村に移譲された。

#### 【主な移譲事務】

- ・社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等〔社会福祉法〕 (H25.4～ 県から市へ)
- ・未熟児の訪問指導等〔母子保健法〕 (H25.4～ 県から市町村へ)

### ④ 県・市町村の行財政改革の進捗による職員数の減少

- 県と同様に、市町村においても、行政改革や市町村合併の進展により大きく職員数を削減してきたが、一部市町村からは土木職などの専門職の採用や育成が困難になり、災害対応やインフラの維持修繕に支障が生じているとの声も出ている。

- 平成13年から24年までの市町村職員の削減率は16.7%であり、県職員数の17.1%とほぼ同じペースであるが、最も職員数が少ない町では一般行政部門全体が60名程度となっており、小規模な町村では行政の各分野での専門性の確保が特に大きな課題。

	H13		H24			
	総合支庁	市町村	総合支庁		市町村	
村山	847	3,314	711	( -136 、 -16.1% )	2,842	( -472 、 -14.2% )
最上	331	864	306	( -25 、 -7.6% )	690	( -174 、 -20.1% )
置賜	530	1,626	449	( -81 、 -15.3% )	1,305	( -321 、 -19.7% )
庄内	699	2,133	558	( -141 、 -20.2% )	1,778	( -355 、 -16.6% )
計	2,407	7,937	2,024	( -383 、 -15.9% )	6,615	( -1,322 、 -16.7% )
県職員計	5,088		県職員計	4,216	( -872 、 -17.1% )	

※県職員数は知事部局一般会計の職員定数。市町村の職員数は、地方公共団体定員管理調査(総務省)の一般行政部門の職員数



### 3 県庁から総合支庁への権限移譲の状況

- 平成13年の総合支庁発足時から、延べ827件の事務・権限を本庁から総合支庁に移譲した。

これまで移譲した事務・権限の主なもの

- ・ 工事請負契約締結にかかる決裁権限の拡大

区 分			総合支庁設置前		総合支庁設置後(H13~)		現 在	
			庄内支庁長	地方事務所長等	総合支庁長	部長等	総合支庁長	部長等
工 事 請 負 費	競 争 入 札	土木工事等	2億円以内	1億円以内	3億円以内	1億円以内	5億円未満(H17から)	1億円以内
		建築工事	1億円以内	5千万円以内	1億5千万円以内	5千万円以内	3億円以内(H20から)	5千万円以内

※5億円以上の契約については議会の議決を要するため、土木工事等の現在の額は現行制度で最大限

- ・ 各種補助金の交付決定（平成13年からの累計で293件移譲）
- ・ NPO法人の認証事務
- ・ 産業廃棄物処理業等の許可
- ・ 介護保険事業者等の指定

- 権限移譲を進めて総合支庁限りで処理できる事務・権限の範囲を拡大し、総合支庁での現地即決が可能な体制整備を進めてきており、工事請負契約の決裁権限のように、既に制度上可能な上限に達しているものもある。
- 平成19年度には本庁と総合支庁の役割分担の検証を行い、頻度や効率性の観点からこれまで50件の事務・権限を総合支庁から本庁に移管した。
- 現在も、国や県単独の新たな事業を中心に、毎年度、数十件の事務・権限を総合支庁に移譲している。

## 4 国における新たな地方制度の検討状況

- ・ 昨年6月に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が第30次地方制度調査会より示された。
- ・ この答申は、人口減少社会（平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると予測）において、人々の暮らしを支え、経済を牽引していく核となる都市やその圏域を戦略的に全国に形成し、それによって基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続的に提供していく仕組みが必要との認識に立って示されたもの。
- ・ 現在、この答申を踏まえた地方自治法改正案の作成作業が進められており、開会中の通常国会に3月以降提出される見込み。また、並行して新たな連携制度等の設計も行われている。特に、本県に関連する新たな制度の概要は以下のとおり。

### (1) 大都市制度の改革

#### 【中核市と特例市の統合】

一層の事務の移譲を可能にするため、中核市の指定要件を人口「30万人以上」から「20万人以上」に変更し、従前の特例市制度は廃止する。

現在の制度では、中核市は保健所が必置であるが特例市は設置しないなどの違いがあり、中核市に移譲される事務の方が多いため、中核市の人口要件を引き下げることで、現在の特例市にも一層の事務移譲を可能とする。

※ 本県では、現在、山形市が「特例市」となっており、制度改正後は市の判断で「中核市」に移行することが可能となる。

### (2) 基礎自治体の行政サービスの提供体制

#### 【新たな広域連携の制度の創設】

今後の人口減少・少子高齢化社会において基礎自治体が行政サービスを提供するための体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、「自主的な市町村合併」や、「市町村間の広域連携」、「都道府県による補完」などの多様な手法を準備し、その中から各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする。このため地方公共団体間の柔軟な連携を可能とするため、国家間の条約のように地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入する。

#### ◎地方圏における新たな広域連携のパターン

①「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携 ※ 地方中枢拠点都市は、政令指定都市又は新中核市であることが要件であり、本県では山形市が該当。

- ・ 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が、以下の項目について各々の役割と具体的な取組みを定めた連携協約を締結する。
  - (i) 圏域全体の経済成長のけん引・・・産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
  - (ii) 高次の都市機能の集積・・・高度医療の提供体制の充実、グローバル人材の大学への招聘 等
  - (iii) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上・・・地域医療確保のための病院群輪番制の充実、子育て支援 等
- ・ 上記取組の役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して交付税措置を講じる。 ※(iii)の役割については双方に措置する。
- ・ 地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議すべきことを「連携協約」に盛り込むことで、丁寧な調整を担保する。

## ② 定住自立圏施策の対象地域（①以外）における連携

既に制度化されている「定住自立圏」による連携は、新たな「連携協約」とは別の制度であるが、一層推進するとされており、財政支援を倍増させるなど拡充される見込み。

※ 人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心市とする圏域で形成。本県では、山形市、鶴岡市、酒田市、米沢市、東根市、新庄市が定住自立圏の中心市の要件を満たしている。そのうち、山形市、鶴岡市を中心とする圏域では既に形成されており、酒田市を中心とする圏域でも協議中。なお、新庄市の要件該当はH27年9月までの経過措置。

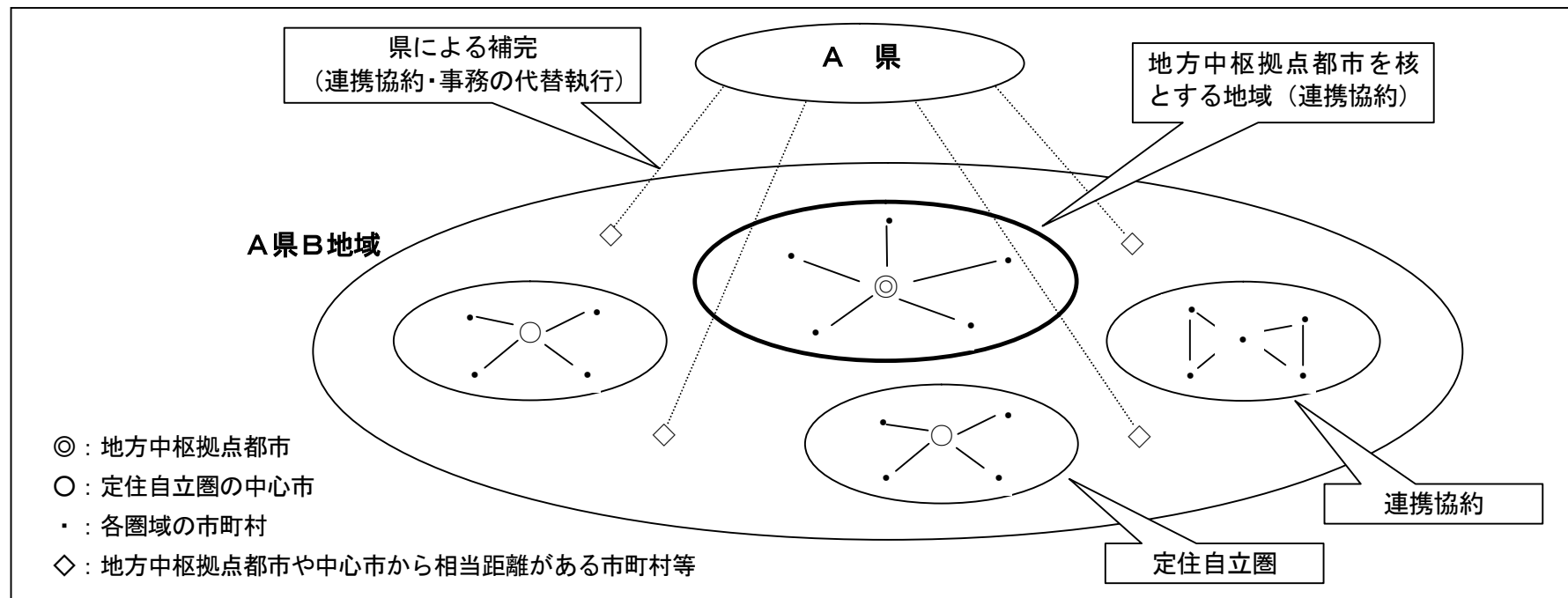
## ③ 条件不利地域における連携

- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携だけでは課題の解決が難しい場合には、都道府県との連携も選択肢とする。
- ・ 想定される事務の例としては、専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラの維持管理、地域振興等の企画部門の業務等について、地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。

## ④ 事務の代替執行

条件不利地域等の地方公共団体は、その事務の一部を、県など他の地方公共団体の長等に管理・執行させることができる。

### 【地方圏における新たな広域連携イメージ図（市町村間の広域連携と都道府県による補完）】



## 5 市町村首長等からの意見の聞き取り（7月～8月実施）のまとめ

地域や行政を取り巻く環境の変化を踏まえながら、今後の総合支庁のあり方について、行革プランに掲げた3つの視点に沿って、各市町村の首長等に聞き取りを行った。

### ① 総合支庁が担うべき役割について

- 総合支庁への権限移譲が進んでいることに対する評価がある。また、その一方で、総合支庁で完結しない業務がまだあることについて不満も少なくない。そういった不満は、総合支庁へのより一層の権限移譲や予算の拡大を求める声につながるほか、山形市に近い市町の場合は、「県庁に直接話をした方がよい」との声にもつながっている。
- 小規模な町村においては専門職の確保が困難との声が多く、税務、保健、土木、建築といった専門的・技術的分野への支援について、総合支庁（県）に対する期待が大きい。
- 県と市町村の業務が重複しているという意見はあまり聞かれなかったが、規模の大きな市からは役割分担をした方が効率的という意見があった。庄内の2市からは総合支庁の企画部門についてスリム化が可能ではないかとの意見があり、他地域においても一定規模以上の市からは同じようなニュアンスの意見があった。

#### ※主な意見

##### 〔県との重複を感じるという意見〕

- ・直接県民を対象とした事業を県としてやる必然性はどこまであるのかと感じる。市町村も同じような趣旨でやっているものがある。
- ・総合支庁というよりは県だが、県と市町村が役割分担をしていったほうが効率的。そういう意味で重複を感じるのは観光。県は、県全体のPRを県外あるいは外国に向けて行うようなところを中心にしてもらうのが本来の役割。
- ・『庄内』を前面に押し出して展開される県事業は、場合によっては市町村による独自戦略の足かせになる可能性もある。ものによっては庄内一つで押すほうが良いものもあるが、全てについて庄内を前面に出すとそれぞれの個性がうずもれてしまう。

##### 〔県の事業実施に肯定的な意見〕

- ・観光・交流関係は、仙台・東京PRは大きな市と一緒にあったり、総合支庁における仙山交流や、西村山としての取り組みもある。重複感というよりも、それぞれ狙いはあるのでうまく機能していればいい。
- ・県外から置賜のことを本庁に聞いてもわからない。総合支庁では置賜のいいものをどんどん全国に発信してもらっており、そういう面では必要だ。
- ・首長の会議でも、民間でできないことを行政が積極的にやらないと地方はだめになるとの声が多い。そのため、いかに地方に、資源、金、人材を持ってくるかが重要なのであって、その意味では総合支庁にも二重行政と言われるくらいやってもらった方がよい。

② 市町村間連携への支援に対する期待について（地域ごとの特徴が顕著）

村山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 村山地域全体で連携が必要な課題は見当たらないという意見が多い。また、旧地方事務所単位での連携についても、市町の間、地域間で温度差が見られ、地域全体や旧地方事務所単位での地域連携よりも、単独の市町では解決できない具体的な課題について、これまでの枠組みにとらわれない市町間の連携に対する支援が期待されている。</li> <li>○ 西村山地域については、寒河江市を中心に連携、協力していこうという雰囲気を感じられる。</li> </ul>
最上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8市町村とも、最上地域としてまとまっていこうという意識を共有しており、連携に関する総合支庁の役割も期待されている。</li> </ul>
置賜	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各市町がある程度自立しているが、個別の課題によっては置賜地域としての広域連携は必要という認識はあり、その点について総合支庁の役割も期待されている。</li> </ul>
庄内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単独の市町では対応が困難な課題についての連携や、中心となる鶴岡市と酒田市で進め方が違うときの調整役などについて、総合支庁の役割が期待されている。</li> <li>○ 一方で、市町村数が大幅に減ったことから、これまでのように全てにわたって県の調整に期待することはないとの意見もある。</li> </ul>

③ 総合支庁の庁舎配置について（分庁舎を置く、村山と置賜の市町の認識）

村山	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分庁舎管内の市町からは、現状の体制について、特に政策的な課題の解決に関して「3段階」の組織に不便を感じるとの意見が多い。分庁舎管内では、本庁舎が一段階多いという意見が多く、また、本庁舎管内でも本庁舎と県庁が近いことへの不満の声も聞かれる。</li> <li>○ 一方、建設部などの機能については、本庁舎、分庁舎管内ともに信頼が厚い。</li> <li>○ 「相談が必要な案件なら県庁直接の方が良い」という声が多い。（総合支庁で完結しない課題や相談事が少なくないのは他の地域でも同様であるが、村山地域では県庁舎との近接性から、そうした声が出やすいものと考えられる。）</li> </ul>
置賜	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分庁舎管内からは、分庁舎の建設部などの機能については信頼が厚い。</li> <li>○ 分庁舎管内からも、本庁舎は不要との意見は聞かれない。</li> </ul>

## 6 「見直しの方向」(基本的な考え方と見直しの視点)

行革プラン の視点	基本的な考え方	見直しの視点
<p>① 総合支庁の担うべき行政機能のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合支庁への権限移譲が進み、現地即決体制については全般的に一定の評価が得られている。 (その一方で、市町村からは、「まだ不十分」あるいは「総合支庁を経由せず県庁直接でいい」などの声もあるが、全ての業務を総合支庁で完結させることは困難。)</li> <li>○ 持続可能な財政基盤を維持するため、今後も県組織のスリム化を進める必要があることから、県全体として事務の最適化・効率化を図る観点から、県庁と総合支庁の役割分担について、再度の見直しが必要。</li> <li>○ 専門的・技術的分野については、県による市町村への支援に対する期待が大きく、今後も維持していく必要がある。</li> <li>○ 県民の安全・安心に直結する機能については、将来にわたって維持していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>現地即決体制について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接県民を対象とするサービスや許認可事務等については、原則として今後も総合支庁で行うべきであり、そのような業務の総合支庁への権限移譲は引き続き推進すべきではないか。</li> <li>・ 一方で、市町村への権限移譲や人口減少に伴う業務量の減少等により、総合支庁で実施することがむしろ非効率となった業務については、検証のうえ県庁への移管も検討すべきではないか。</li> </ul> </li> <li>○ <b>専門的・技術的分野(税務、保健、農業普及、土木等)について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村において専門的人材の確保が困難な、税務、保健、農業普及、土木等の分野については、県と市町村の基本的な役割分担と責任を互いに確認しながら、協力体制の構築に必要な人員配置を検討すべきではないか。 あわせて、限られたマンパワーをより効果的に活用するための組織体制を検討すべきではないか。</li> </ul> </li> <li>○ <b>県民の安全・安心に関わる機能について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民サービスの窓口、災害への対応、住民の生活基盤となる施設の維持管理等の機能については、地理的に最も効率的な配置を基本とすべき。</li> </ul> </li> </ul>

行革プラン の視点	基本的な考え方	見直しの視点
<p>② 地域の实情に合った地域振興機能のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、更なる加速が予測される人口減少に備え、地域の人々の暮らしと安全を守るため、市町村と協力して地域課題の解決に当たっていくことが、最重要の課題である。</li> <li>○ 市町村への権限移譲や市町村合併が進み、基礎自治体の役割が強化されている一方で、特に小規模な市町村においては、単独では対応が困難な課題が増加していることから、市町村間の連携支援を強化していく必要がある。</li> <li>○ 産業振興施策については、総合支庁だけでは解決できない課題も多く、また、本庁と総合支庁の役割分担が不明確になっているとの意見もあることから、再度、各々の役割を整理した上で対応していく必要がある。</li> <li>○ 産業振興施策について、規模の大きい市からは「県は市と同じことをしなくても良い」といった趣旨の意見がある一方、小規模な市町村からは、総合支庁主導による施策展開への期待が大きいことから、各地域の实情に応じた推進体制の構築を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>市町村間連携等への支援について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般の地方自治法等の改正の趣旨を踏まえ、今後の人口減少社会を見据えた市町村支援体制の構築を目指すべきではないか。</li> <li>・ 各地域において市町村間の連携への支援に期待する内容が異なるため、それぞれの地域の实情に応じた支援のあり方を検討すべきではないか。</li> </ul> </li> <li>○ <b>地域振興に係る総合支庁の施策展開について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画調整推進費等を活用した各総合支庁の独自事業については、本庁との役割分担の明確化を図ったうえで、単独の市町村では対応が困難な課題や、複数の市町村に跨る課題の解決に向けた事業（例：地域交通対策、雪対策、空き家対策等）に注力すべきではないか。</li> </ul> </li> <li>○ <b>産業振興に係る総合支庁の施策展開について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業、観光、農業などの産業振興施策については、本庁と総合支庁の役割分担の明確化を図り、互いの取組みに連動性が確保されるよう見直しを図るべきではないか。</li> <li>・ 民間と行政が協働して取り組むべき振興施策（例：観光PR事業、製造業のマッチング事業、農産物の産地化・6次産業化等）にあっては、県と市町村や民間との役割を整理し、今後の推進体制を検討すべきではないか。</li> </ul> </li> </ul>

行革プラン の視点	課 題 の 整 理	見 直 し に 向 け た 視 点
<p>③ 管内の状況に応じた効果的・効率的な機能・配置のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 村山管内は県内4総合支庁の中で最大の市町村数、面積、人口、インフラ・ストックを抱え、移動時間や集積密度等からいわゆる現場機能を一箇所に集約することが困難な状況にある。</li> <li>○ 村山総合支庁は本庁舎に加え、2つの分庁舎を置き、3庁舎体制をとっている。このため管内の首長からは、分庁舎・本庁舎・県庁の3段階組織であるため相談や要望活動等で不便を感じるといった意見や、直接県庁に行った方がよいといった声が聞かれる。</li> <li>○ 山形市を中心とする東南村山地域や東根市など人口の集積が進んでいる地域と、人口減少が進行しているそれ以外の「西」と「北」の市町が直面している諸課題とでは、その内容が大きく異なっており、村山地域全体として同じ課題を共有することが難しい状況。</li> <li>○ 主に「西」と「北」を中心とする人口減少が進行している地域については、市町が連携して取り組むメリットがある課題が多いと考えられ、市町間連携に向けた支援強化を検討する必要がある。</li> <li>○ また、地方自治法の改正により中核市の要件が人口20万人以上に緩和される見通しであり、山形市が中核市に移行する可能性や、地方中枢拠点都市となる可能性も考慮に入れて見直しを進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 村山総合支庁の体制見直しについては、現行の枠組みにとらわれず、下記の点を考慮しながら検討を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「3段階」批判の解消に向けた対応と、県民の安全・安心に関わる機能の配置への配慮</li> <li>・ 東南村山、西村山、北村山のそれぞれの地域性への配慮</li> <li>・ 山形市を中心とする人口の集積が進んでいる市町と、今後、人口減少が加速し、市町村間連携がより重要になるであろう市町への県の関与や支援のあり方</li> </ul> </li> <li>・ 山形市が中核市、地方中枢拠点都市となる場合の、県の東南村山地域への関与のあり方</li> </ul>